議案第67号参考資料 第 4 回 定 例 会 令和5年11月28日



厨房設備の離隔距離(追加)

火を使用する設備を設置する場合は、火災予防条例により周囲の壁等との間に火災 予防上安全な距離(離隔距離)を保つよう「別表第3」で定めています。

「別表第3」とは、条例に該当する設備を設置する場合、種類や燃料等に応じて、必要となる離隔距離を示す一覧表となっています。

- 火を使用する設備とは
 - 炉、ふろがま、厨房設備、ボイラー、ストーブ、変電設備、蓄電池設備などに 分類されており、容易に移動ができないものをいいます。
- 炉とは

焼却炉、ピザ窯、陶芸窯なども炉に該当します。

火を使用する設備に関する条例は**「炉」**を基準に策定されています。

※ 「炉」の基準が最も厳しい基準

今回、「別表第3」に追加されるのは厨房設備の燃料として、新たに「**固体燃料」**が 追加され「炭火焼き器」の離隔距離が明確に定められました。

別表第3

衣芽	33 (京	お金金	一男8条	の2、第18条	、第2	0余图	术)	解褶褶(
種類					劝	上方	侧方	能力	使为	備考
省略					160 of	70	1110268	Us Us	Os.	
設備	気体燃料	不燃以外	開放式	細込型ニんろ・グ リル付ニんろ・グ リドル付ニんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル 付こんろ	14KW CJF	100	15 注	15	15 注	注:機器材体上 方の側方叉は 後方の機関距 機を示す。
				据置型レンジ	21KW 以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型ニんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル 付こんろ	14KW 以下	80	0	0 =	0	
				据置型レンジ	21KW 以下	80	0	_	0	
65	固体 燃料	不燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	3 -3 7	100	<u>50</u>	50	50	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
		不燃	<u>木炭を</u> 燃料と するも の	炭火焼き器		<u>80</u>	<u>30</u>	-	<u>30</u>	│ 追加部分 │ │
	上記こ分類されないもの			使用温度が 800°C 以上のもの		250	200	300	200	
				使用温度が 300°C 以上 800°C未満の もの		150	100	200	100	
				使用温度が 300°C 未満のもの	59	100	50	100	50	

● 厨房設備の離隔距離は

今まで、調理を目的として台所に設置する厨房設備は「**気体燃料」**を使うガスコンロなどのガス機器については、離隔距離が明確に定められていました。しかし「**固体燃料」**を使用する機器については定めがなく「上記に分類されないもの」として扱われていたため、「炉」の基準適用を受け、周囲の壁などからの離隔距離も大きく確保する必要がありました。

● 固体燃料を使用する「炭火焼き器」とは

耐火レンガやモルタルで作られ、周りを金属フレームで覆う構造をしており、 焼き鳥やウナギなどを炭等で焼く固定式の機器をいいます。(移動可能な七輪やバ ーベキューコンロはこれに含まれません。)



【新・旧 表】固体燃料を使用する場合

	炭火焼き器等の離隔距離	上方	側方	前方	後方
IΒ	「炉」と同様に扱われていた	250	200	300	200
άc	炭火焼き器	100	50	50	50
新	炭火焼き器(周囲の壁等が不燃材料)	80	30		30

【新・旧図】

